

「FIT24利用規約」新旧対照表

現行規約	変更後規約
<p>第1条 適用範囲 ～</p> <p>第9条 会員の方以外の施設利用 (略)</p> <p>第10条 休会</p> <p>(1) 会員は入会后、入会月の翌々月以降に休会を開始することができます。ただし、キャンペーン等を適用して入会した会員は、キャンペーン毎に定める在籍条件期間が終了した後から休会を開始することができます。休会制度の詳細は当社ホームページに掲載します。URL: <a href="https://www.fit24.jp/qa/">https://www.fit24.jp/qa/</a></p> <p>(2) 会員は、当社所定の方法で休会手続を行い、毎月の休会費を支払うことで休会することができます。</p> <p>(3) 会員は、各月<b>19</b>日までに休会の手続を完了した場合、翌月の1日から休会することができます。なお、手続の完了が<b>20</b>日以降になる場合は、翌々月の1日から休会することができます。</p> <p>(4) 休会開始日から休会終了日までの休会中は、月会費の支払いを免れるものとします。また、会員個別に付与されている特典(永久割引・長期在籍特典・飲み放題カフェオプション・水素水無料)の権利は保持されますが、すべてのプラン契約及びオプション契約は解約となります。なお、休会開始日までの月会費及びオプション料金は、施設利用の有無を問わず、その支払義務を負います。</p> <p>(5) 休会中の会員は、各月<b>19</b>日までに休会終了の手続を完了した場合、翌月の1日から復帰することができます。なお、手続の完了が<b>20</b>日以降になる場合は、翌々月の1日から復帰することができます。</p> <p>(6) 休会から復帰する際は、あらかじめプラン契約が必要です。なお、選択できるプランは、休会復帰時に新規申し込みが可能なプランに限られるものとし、休会前のプランを選択できない場合があります。</p> <p>第11条 退会</p> <p>(1) 会員は、当社所定の方法で手続を行うことにより、退会することができます。(電話、メール等による申し出は受け付けられません)</p> <p>(2) 各月<b>19</b>日までに退会の手続を完了した場合は、当月の末日をもって退会となります。手続の完了が<b>20</b>日以降になる場合は、翌月の末日をもって退会となります。なお、退会日までの会費及びオプション料金等は、施設利用の有無を問わず、その支払義務を負います。</p> <p>(3) 会費等が未納の場合は、第1項の退会手続の完了までに完納しなければ、退会手続が終了したことにはなりません。</p> <p>第12条 相互利用 ～</p> <p>第23条 通知連絡 (略)</p> <p>第24条 発効 本規約は2019年4月1日から発効いたします。 <u>改訂版は2025年8月1日から発効いたします。</u></p> <p>以上</p> <p>株式会社快活フロンティア 2025年8月1日 改訂</p>	<p>第1条 適用範囲 ～</p> <p>第9条 会員の方以外の施設利用 (略)</p> <p>第10条 休会</p> <p>(1) 会員は入会后、入会月の翌々月以降に休会を開始することができます。ただし、キャンペーン等を適用して入会した会員は、キャンペーン毎に定める在籍条件期間が終了した後から休会を開始することができます。休会制度の詳細は当社ホームページに掲載します。URL: <a href="https://www.fit24.jp/qa/">https://www.fit24.jp/qa/</a></p> <p>(2) 会員は、当社所定の方法で休会手続を行い、毎月の休会費を支払うことで休会することができます。</p> <p>(3) 会員は、各月<b>10</b>日までに休会の手続を完了した場合、翌月の1日から休会することができます。なお、手続の完了が<b>11</b>日以降になる場合は、翌々月の1日から休会することができます。</p> <p>(4) 休会開始日から休会終了日までの休会中は、月会費の支払いを免れるものとします。また、会員個別に付与されている特典(永久割引・長期在籍特典・飲み放題カフェオプション・水素水無料)の権利は保持されますが、すべてのプラン契約及び<b>契約ロッカーを除く</b>オプション契約は解約となります。なお、休会開始日までの月会費及びオプション料金は、施設利用の有無を問わず、その支払義務を負います。</p> <p>(5) 休会中の会員は、各月<b>10</b>日までに休会終了の手続を完了した場合、翌月の1日から復帰することができます。なお、手続の完了が<b>11</b>日以降になる場合は、翌々月の1日から復帰することができます。</p> <p>(6) 休会から復帰する際は、あらかじめプラン契約が必要です。なお、選択できるプランは、休会復帰時に新規申し込みが可能なプランに限られるものとし、休会前のプランを選択できない場合があります。</p> <p>第11条 退会</p> <p>(1) 会員は、当社所定の方法で手続を行うことにより、退会することができます。(電話、メール等による申し出は受け付けられません)</p> <p>(2) 各月<b>10</b>日までに退会の手続を完了した場合は、当月の末日をもって退会となります。手続の完了が<b>11</b>日以降になる場合は、翌月の末日をもって退会となります。なお、退会日までの会費及びオプション料金等は、施設利用の有無を問わず、その支払義務を負います。</p> <p>(3) 会費等が未納の場合は、第1項の退会手続の完了までに完納しなければ、退会手続が終了したことにはなりません。</p> <p>第12条 相互利用 ～</p> <p>第23条 通知連絡 (略)</p> <p>第24条 発効 本規約は2019年4月1日から発効いたします。 <u>改訂版は2025年12月1日から発効いたします。</u></p> <p>以上</p> <p>株式会社快活フロンティア 2025年12月1日 改訂</p>